

事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針の概要

表示等の管理上の措置として、事業者は、その規模や業態、取り扱う商品又は役務の内容等に応じ、必要かつ適切な範囲で、次に示す事項に沿うような具体的な措置を講じる必要があります。

1 景品表示法の考え方の周知・啓発

2 法令遵守の方針等の明確化

3 表示等に関する情報の確認

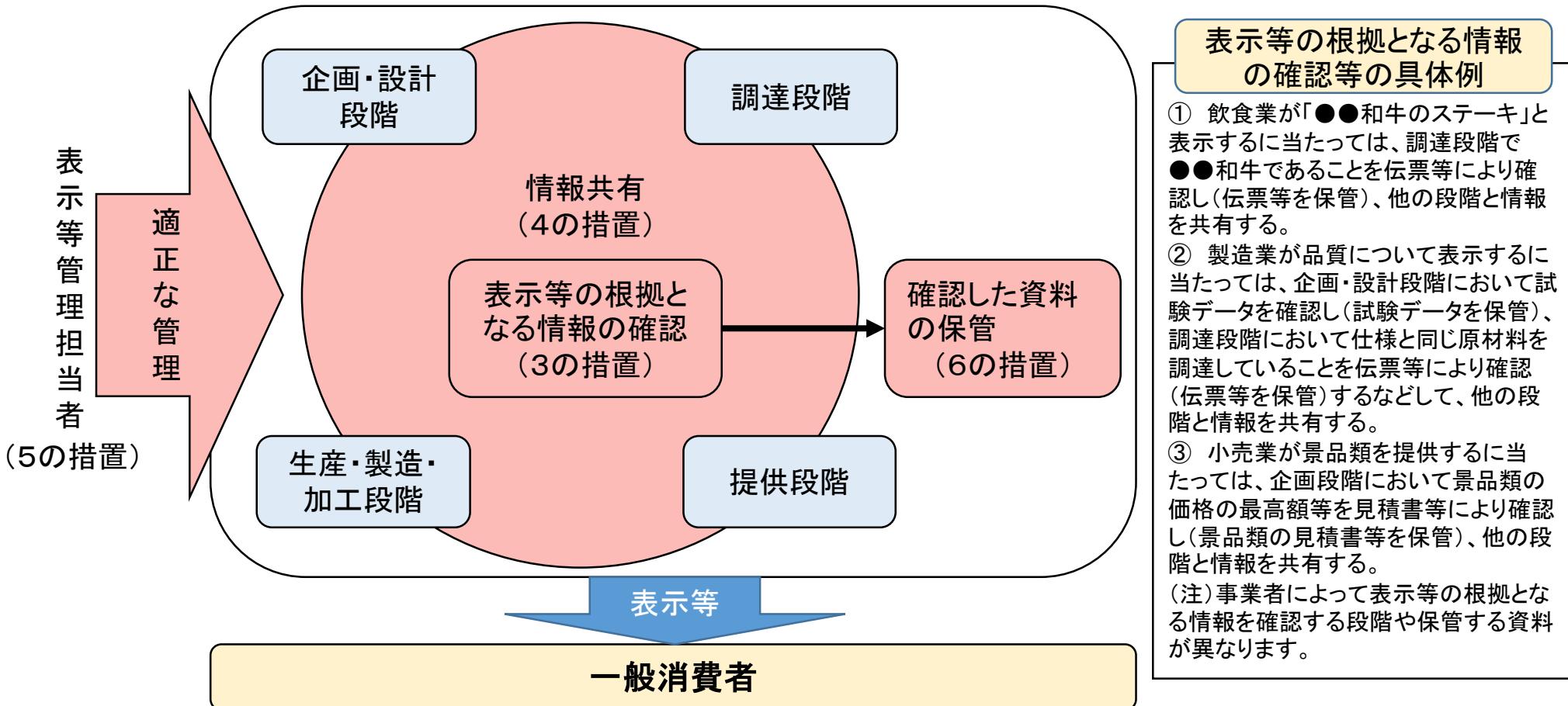
4 表示等に関する情報の共有

5 表示等を管理するための担当者等を定めること

6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること

7 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

3から6の措置を講じた体制の概念図



(具体例)「●●和牛のステーキ」と表示するレストランの場合

